

税の申告はお早めに

町県民税・所得税の申告は2月16日(月)から3月16日(月)まで

町県民税・所得税の申告の受付と申告相談が2月16日(月)から始まります。申告期間中、税務署や申告相談会場は混雑が予想されますので、早めの準備をお願いします。なお、申告書は郵送でも受け付けています。

町県民税の申告

■次の条件に当てはまる人は、町県民税の申告が必要です。

- ①平成27年1月1日(賦課期日)に下仁田町にお住まいの人で、平成26年中に所得のあった人
- ②前年中の所得が全くなかった、もしくは、生計を一にする親族の扶養となっていない人
- ③町県民税において医療費控除や社会保険料控除などの控除を受けようとする人
- ④公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ年金以外の所得が20万円に満たない人
- ⑤所得がない人で、所得証明などが必要な人

■次の人は町県民税の申告をする必要はありません。

- ①所得税の確定申告書を税務署に提出した人
- ②収入が給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている人
- ③収入が公的年金のみで、医療費控除や寄附金控除など他の控除がない人

所得税の申告

■次の条件に当てはまる人は、確定申告が必要です。

- ①給与の年収が2,000万円を越える人
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を越える人
- ③給与を2か所以上からもらっていて、年末調整がされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
- ④恩給や公的年金等のみを受け取って、各種税額控除を受けることができる人
- ⑤事業(営業等、農業)・不動産の所得があった人
- ⑥平成26年中に土地や建物、株式などを売った譲渡所得がある人

■次の条件に当てはまる人は、確定申告をすると所得税が戻る場合があります。

(源泉徴収されている所得税がある人に限ります。)

- ①マイホームをローンなどで購入した人
- ②多額の医療費を支払った人
- ③災害や盗難にあった人
- ④給与所得があり、年の中途中で退職し、再就職していない人
- ⑤恩給・年金から所得税が源泉徴収されていて、各種控除のある人

■要介護認定を受けている人の障害者控除

65歳以上の要介護認定を受けている人に対し、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付しています。認定書の交付を受けた人は、税の申告時に町県民税や所得税の障害者控除を受けることができます。

申請窓口 健康課介護保険係 ☎64-8802

申告相談日程表

2月16日(月)～3月16日(月)

受付時間:午前9時30分から午後4時まで

■町内各地区の申告相談の実施日と会場

町では申告期間中、別表のとおり申告相談を行います。地区ごとに会場と日程が異なります。対象地区以外の人の申告を受け付けることはできませんので、ご注意ください。また、申告期間中、役場窓口での申告相談は行っていません。

月日・曜日	地 区	対 象 地 区	申 告 会 場	
2月 16日 (月)	青 倉	土谷沢・上青倉・下青倉(日向・日影)	青倉社会体育館(ミーティングルーム・旧青倉小図書館)	
17日 (火)		宮室・大桑原・下青倉(小北野・跡関)		
18日 (水)	西 牧	南野牧・市野萱区	活性化センター(西牧出張所)	
19日 (木)		矢川区・西野牧区		
20日 (金)		本宿・横間		
23日 (月)	馬 山	大東区・田城・緑ヶ丘区	馬山生活改善センター	
24日 (火)		城西・竹の上(光陽団地含む)		
25日 (水)		中央・小川(田城・竹の上除く)・蒔田区		
26日 (木)	小 坂	中小坂・大平・東野牧区	旧小坂小校舎(1階西・旧教室)	
27日 (金)		下小坂・大坂区・上小坂区		
3月 2日 (月)	下仁田	下町・仲町・上町区	役場二階202会議室	
3日 (火)		東町・川井区		
4日 (水)		旭町・吉崎・栗山区		
5日 (木)	青 倉	地区ごとの二次申告です。 行政区の定められた日にお出掛け できない方は、この日に。	青倉社会体育館(ミーティングルーム・旧青倉小図書館)	
6日 (金)	西 牧		活性化センター(西牧出張所)	
9日 (月)	馬 山		馬山生活改善センター	
10日 (火)	小 坂		旧小坂小校舎(1階西・旧教室)	
11日 (水)	下仁田		役場二階202会議室	
12日 (木)	全			全地区対象
13日 (金)				
16日 (月)				

税務署からのお知らせ

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

所得税・町県民税の申告に必要なもの

- ☐ 申告書
- ☐ 印鑑、筆記用具など
- ☐ 昨年中の給与・公的年金等の源泉徴収票や支払調書の原本
- ☐ 事業・不動産所得者は、収支内訳書など収入金額と必要経費を計算できる書類(事前に計算してください)
- ☐ 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料の支払額が分かる書類
- ☐ 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ☐ 雑損控除や寄附金控除などの控除を受ける場合は、それを証明できる書類
- ☐ 医療費控除を受ける人は、領収書(事前に計算してください)
- ☐ 所得税の還付がある場合は、申告者本人名義の預貯金口座の分かるもの

◆◆2月1日より受付開始◆◆

国民健康保険及び後期高齢者医療保険からのお知らせ

～国保・後期 平成27年度人間ドック受診者の募集～

- 申込受付期間 平成27年2月1日～平成27年10月31日まで
- 受診できる期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
- 実施機関 下仁田厚生病院 ☎82-3555
- 対象

人間ドックで
健康管理

- ・国民健康保険(後期高齢者医療保険)の被保険者で、検査日まで引き続き加入している人
- ・国民健康保険税(後期高齢者医療保険料)を完納している人
- ・保健センターで行う健診(集団健診)を受診していない人

※注意:特定健診(人間ドック・集団健診・個別健診)は年度内に1人一回までの受診となります。重複にご注意ください。

●主な検査内容

診察(内科)、心電図、胸部レントゲン、胃カメラ、超音波、血液検査、大腸ファイバー(1泊2日のドックのみ)及び血糖検査(1泊2日のドックのみ)など

●オプション検査(追加料金)

ヘリコバクタピロリ抗体、頸動脈エコー、骨密度測定、腫瘍マーカー(AFP・CEA・CA19-9)、女性腫瘍マーカー(AFP・CEA・CA19-9・CA125・CA15-3)、マンモグラフィー検査は別途お申し込みください。

●費用・募集人数(予定)

費用・募集人数については、確定しておりません。4月の広報で再度お知らせします。

★後期高齢者医療保険の被保険者も、国民健康保険被保険者と同額の自己負担で人間ドックを受けることができる予定です。

●申し込み方法

下仁田厚生病院(☎82-3555)に国民健康保険(後期高齢者医療保険)の人間ドック受診の旨を伝えて、予約をお願いします。(受診できるのは、4月1日以降)

改正消費税法について税務署からのお知らせ

【消費税の確定申告をされる方へ】

平成26年4月1日から消費税率が5%(内、地方消費税1%)から8%(内、地方消費税1.7%)に変更されました。

このため、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において課税取引を事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。

経過措置により、平成26年4月1日以降の取引であっても改正前の税率(5%)が適用される場合があります。

自動車の名義変更・住所変更・廃車の登録は、3/31までに!

自動車税は、毎年4月1日現在で車検証に登録されている自動車の所有者の方に課税されます。

自動車を下取りに出した場合などは、運輸支局で変更の手続きをする必要があります。変更の手続きを済ませないと、既に使用していない自動車税を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かないなど、トラブルの原因となります。

変更の手続きは、お早めにお済ませください。

問合せ先

- ・群馬県富岡行政県税事務所県税課 ☎0274-63-2245
- ・運輸支局での登録手続きについて
群馬運輸支局 登録関係ヘルプデスク ☎050-5540-2021

「荒船風穴」史跡指定5周年記念事業 荒船風穴友の会「世界遺産学習会」

～地域に残された
世界遺産の価値を辿る～

国史跡指定から5年が経過したその日に、改めて「荒船風穴」という地域に残された世界遺産を考える機会を持つために、荒船風穴友の会主催による「世界遺産学習会」を開催します。

みんなで一緒に地域の歴史に触れてみませんか？

日時 平成27年2月22日(日)午後1時～3時

会場 下仁田町文化ホール

参加費 無料

講演①「文化財の活用と保護～世界遺産と史跡整備～」荒船風穴保存整備委員会委員長
飯島義雄先生 元 財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査研究部長

講演②「荒船風穴の真価と近年の調査結果」下仁田町ふるさとセンター 秋池 武 所長

問合せ先 ふるさとセンター ☎82-5345

鶏等の愛玩動物を飼育されている方へお知らせ

平成23年10月1日から、家畜(愛玩用を含む)の飼育者は、毎年1回、県知事に飼育頭羽数等を報告していただくことになりました。これは、同年4月に改正された家畜伝染病予防法に基づき、新たに始まった制度で、家畜の飼育者は重大な家畜伝染病を疑う症状を発見した時の通報と、家畜を病気から守るための消毒等の取り組みも義務付けられています。

対象となる動物は、牛、鹿、馬、羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥です。一頭(羽)でも飼育されている方は報告が必要です。

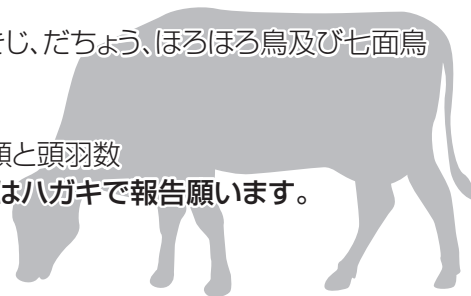
○報告期限 平成27年4月15日(鳥類は6月15日)

○報告内容 住所、氏名、平成27年2月1日現在の飼育している動物の種類と頭羽数

○家保からハガキが届かない方は電話で報告願います。ハガキが届いた方はハガキで報告願います。

群馬県西部家畜保健衛生所 ☎027-362-2261

下仁田町役場産業振興課農林係 ☎64-8806(直通)



下仁田町在宅要援護者紙おむつ購入費 扶助事業平成26年度後期申請

町では在宅で紙おむつを常時使用している高齢者及び障害者に対し紙おむつ購入費の扶助を行っています。対象期間を前期・後期に分け、申請を受け付けます。

今回の対象期間は平成26年9月購入分から平成27年2月購入分まで(後期)です。ただし、まだ申請していない前期分(平成26年3月購入分から平成26年8月購入分)がある方についてはその月も対象となります。

対象者

- ①要介護2以上の判定を受けている方
- ②身体障害者手帳「1級・2級」の方
- ③療育手帳「A」の方

※いずれも町に住所を有する方が対象です。ただし、15日以上入院・入所(地域密着型サービス利用・ショートステイ含む)期間がある月は対象外です。また、対象期間中で左記①～③の基準に該当しない月は対象外となります。

申請期間(後期分) 2月12日～3月13日まで

申請に必要なもの

- ①介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれか1つ(複数所持者はすべて持参)
- ②領収書(紙おむつの金額が明記されているもの)レシートは不可
- ③申請者の印鑑
- ④申請者の指定預金口座番号(ゆうちょ銀行の場合は店番・口座番号)
- ⑤入院・入所(地域密着型サービス利用・ショートステイ含む)がある場合は、その期間を教えてください。

扶助額 購入価格の2分の1の額又は月額2千円のうちいずれか低い額

問合せ先 健康課介護保険係 ☎64-8802 福祉係 ☎64-8803